

知っていますか？

成年後見制度

成年後見制度は、
認知症の高齢者の方や、
知的障害、精神障害により
判断能力が十分でない方の
財産管理や身上監護を、
ご本人に代わって、
法的に権限を与えられた後見人等が行い、
安心して生活が送れるように
ご本人の保護や支援を行う制度です。



Colors, Future!

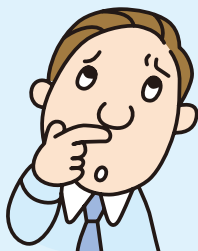
いろいろって、未来。

川崎市

こんな時は 成年後見制度を利用しましょう。

自分で財産管理ができないAさん

Aさんは統合失調症で長期間入院しています。親を亡くし、不動産を相続しましたが、本人は、その管理を行うことができません。そこで、遠方に住む叔母が、後見開始の審判の申立てを行いました。



司法書士が成年後見人に選任され、不動産の登記手続とその管理、医療費の支払い等を行ってくれることになりました。

身寄りのないCさん

Cさんは、夫の死後一人で暮らし、子どもや兄弟もいません。体調を崩して病院に入院しましたが、認知症が重度のため、自宅に戻ることはできません。病院のケースワーカーが区役所に相談し、市長が後見開始の審判の申立てを行いました。



社会福祉士が成年後見人に選任され、金銭管理や、施設への入所申し込みを行ってくれることになりました。

悪徳商法の被害にあったBさん

軽度の認知症があるBさんは、同居の長男が留守中、訪問販売で必要のない高級呉服を購入してしまいました。困った長男は、高額の商品を購入する場合は長男の同意が必要となるように、補助開始の審判の申立てを行いました。



長男が補助人に選任され、本人が長男の同意なく10万円以上の商品を購入したときは、契約を取り消すことができるようになりました。

将来の財産管理が心配なDさん

Dさんは将来に備えて、長女との間で任意後見契約を結んでいましたが、脳梗塞で倒れ、入院中に認知症の症状が現れはじめました。そこで、長女が任意後見監督人選任の審判の申立てを行いました。



弁護士が任意後見監督人として選任され、長女が財産管理や医療、介護の契約等の事務を行い、弁護士が監督することになりました。

※各事例は本市の事例及び最高裁判所「成年後見関係事件の概況」を参考に作成したものです。



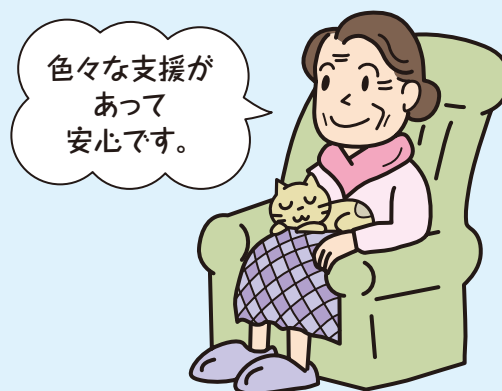
成年後見制度とは？

財産や金銭の管理、様々な法的手続きを行う必要があっても、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の中には、自分で手続き等を行うのが難しい場合があります。また、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような**判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。**

成年後見制度では、成年後見人等が本人に代わって契約などの法律行為をできるようにしたり（代理権の付与）、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取り消したりすることができます（同意権・取消権の付与）。

主に、次のような支援を行います。

- 預貯金通帳や有価証券などの財産保管
- 生活費の出金や、医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- 介護保険や障害者制度のサービス契約、入院の契約
- 借家の契約や、自宅の保全などの住居の確保
- 相続や不動産の処分などの法的手続き



成年後見制度の特徴

成年後見制度の特徴は次のとおりです。

- 既に判断能力が十分でない場合に利用できる「**法定後見制度**」と、将来に備えて利用する「**任意後見制度**」があります。
- **家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任**し、成年後見人等には本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮する義務があります。成年後見人等を**複数**にしたり、**法人**を選任したりすることもできます。また、親族がいない、又は親族がいても関与を拒否している場合などは、**市区町村長が審判開始の申立て**を行うことができます。
- 「**成年後見登記制度**」により、法務局に、「法定後見」及び「任意後見」に関する登記がなされます。

成年後見制度のしくみ

法定後見制度

法定後見制度は、ご本人の判断能力の程度に応じて、**補助** **保佐** **後見** の3つに支援内容が分かれます。それぞれの制度の概要は次のとおりです。

		補 助	保 佐	後 見
要件	対象者の判断能力	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な方	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方	精神上の障害により事理を弁識する能力が欠く常況にある方
	医師による鑑定	原則として不要	原則として必要	原則として必要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長		
	本人の同意	必 要	不 要	不 要
名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）	民法13条1項所定の行為、及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判	必 要	不 要	不 要
	本人の同意	必 要	不 要	不 要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する全ての法律行為
	付与の審判	必 要	必 要	不 要
	本人の同意	必 要	必 要	不 要
成年後見人等の責務		本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

●申立ての流れ

申 立 て

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。（申立てに必要な書類は6ページをご覧ください。）

審 判 手 続 き

家庭裁判所は、申立て書類やご本人、申立人に面接するなどして、調査や問合わせを行います。ご本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。

審 判

家庭裁判所が成年後見人等や後見内容を決定します。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。

告 知 ・ 通 知

本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知又は通知されます。

成年後見登記

法務局に登録されます。戸籍には記載されません。

成年後見人等について

ご親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士などの専門家（第三者）が選ばれることもあります（第三者後見人）。



成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「**法定後見制度**」と判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「**任意後見制度**」があります。

任意後見制度

任意後見制度は、ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことにより、ご本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見契約に従い、任意後見人がご本人を援助する制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、登記する必要があります。

任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定できます。

● 申立ての流れ

任意後見契約 の準備

任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見監督人 選任の申立て

ご本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任の申立てを行います。

任意後見監督人 の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

公正証書の作成について

公正証書は、お近くの公証役場で作成してもらいます。外出が困難な場合は、出張してもらうことも可能です（別途出張費がかかります）。

詳細は、お近くの公証役場にお問合せください（市内の公証役場については、8ページをご覧ください）。



第三者後見人等の報酬について

第三者が、法定後見制度の成年後見人等や、任意後見制度の任意後見人、任意後見監督人となった場合は、原則、報酬が必要となります。任意後見人の報酬額は契約に基づきますが、それ以外の場合は家庭裁判所が決定します。

制度を利用して
安心できる老後を送りましょう！



成年後見制度 申立てに必要な書類等について

法定後見等開始の審判の場合

- ① 申立書・申立人照会書・本人の状況照会書・後見人等候補者照会書
 - ② 本人の戸籍謄本・本人の住民票又は戸籍附票・後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
 - ③ 本人の登記されていないことの証明書（下記参照）
 - ④ 診断書および診断書附票
 - ⑤ 療育手帳（愛の手帳）のコピー（知的障害者の場合）
 - ⑥ 財産目録および財産関係添付資料
 - ⑦ （本人の親族の）同意書
 - ⑧ 親族関係図
 - ⑨ 収入印紙 申立費用 800円
登記嘱託用 2,600円
(同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合には、それぞれ別に800円が必要になります。)
 - ⑩ 郵便切手 後見開始 3,470円 保佐・補助開始は4,500円
 - ⑪ 鑑定費用 診断書附票に医師が記入した金額（補助開始の場合は原則として不要）
- ※①④⑥⑦⑧は様式があり、家庭裁判所やホームページから入手できます。



登記事項証明書の取得について

成年後見制度を利用すると法務局に登記がなされますが、申立ての際に、登記事項証明書（登記されていない場合は「登記されていないことの証明書」）が必要となります。

申請書は、最寄りの法務局又は地方法務局などで入手できるほか、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）からも用紙を出力できます。

●申請先

窓口申請：東京法務局後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課

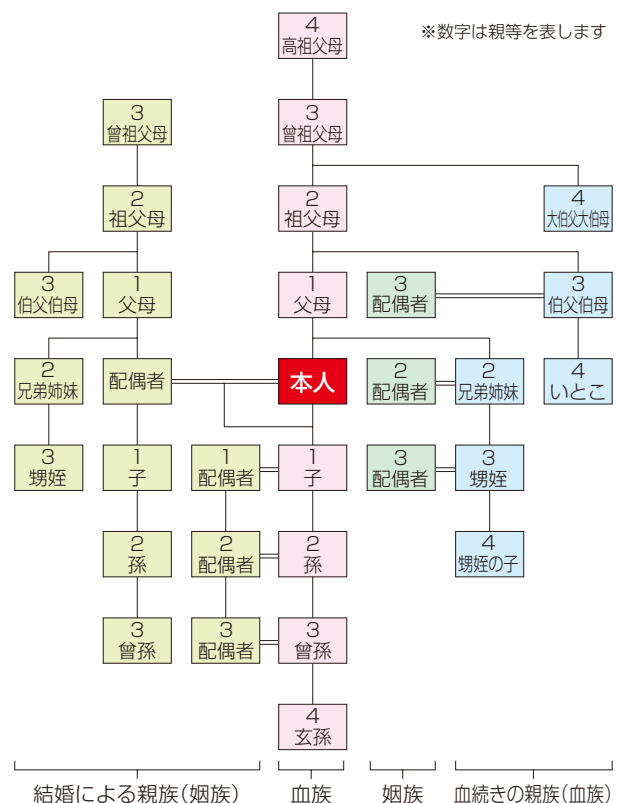
郵送申請：返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付した長3サイズのものを）を同封して、次のところに郵送。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎（4階）東京法務局民事行政部後見登録課
（地下鉄九段下6番出口 徒歩5分）
電話：03-5213-1360

●申請に必要なもの

- ① 登記されていないことの証明申請書（後見登記等ファイル用）又は登記事項証明申請書（成年後見登記用）
- ② 収入印紙（登記されていないことの証明書1通300円、登記事項証明書1通550円）
- ③ 申請者がご本人でない場合
 - ・四親等内の親族…戸籍謄抄本等本人との関係を証する書面
 - ・代理人の場合…委任状
 - ・法人の場合…法人の代表者の資格を証する書面

四親等の親族図



日常生活自立支援事業のご案内

サービスを利用できる人は…

次の①②③の要件を満たす方です。

- ①川崎市にお住まいの方
- ②認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等の方で、ご自分で金銭の出し入れや財産の保管が困難な方
- ③ご本人の意思により利用申し込みを決めることができる方（このサービスは契約をすることによって提供されます。）

※判断能力が十分でなく契約ができない場合は、成年後見制度をご利用ください。

専門相談のご案内

弁護士・医師・学識経験者による専門相談を、月2回、川崎市総合福祉センター 6階で行っています。相談日時については、次の連絡先までお問合せください。

☎739-8719 ※原則として予約制です。

どんなことをしてくれるの？

利用支援サービス・ 日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの情報提供・助言
- 福祉サービスの利用手続き
- 苦情解決のための制度利用手続き
- 福祉サービスの利用料支払い
- 生活費の出金など、金銭の出し入れの手続き
- 家賃や公共料金、医療費などの支払い手続き
- 年金などの受領に必要な手続き などをお手伝いします。

利用料
月額2,500円
基本料分500円を含む

書類等の預かりサービス

- 預貯金通帳
- 保険証書や不動産などの登記済権利書、年金証書、契約書類などの証書類
- 有価証券（株券を除く。）
- はんこ などをお預かりします。

（預貯金の預け替えなど資産運用はできません。）

利用料
年額3,000円
または6,000円

預かる書類の金額により
いずれかになります。

サービスを利用するには

名 称	住 所	電 話	FAX
川崎区あんしんセンター (川崎区社会福祉協議会)	〒210-0011 川崎区富士見1-6-3 読売川崎富士見ビルB1棟6階	245-1144	211-8741
幸区あんしんセンター (幸区社会福祉協議会)	〒212-0023 幸区戸手本町1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	556-5082	556-5577
中原区あんしんセンター (中原区社会福祉協議会)	〒211-0067 中原区今井上町34 和田ビル1階 福祉パルなかはら内	722-6122	711-1260
高津区あんしんセンター (高津区社会福祉協議会)	〒213-0001 高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階 福祉パルたかつ内	812-5833	812-3549
宮前区あんしんセンター (宮前区社会福祉協議会)	〒216-0033 宮前区宮崎2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス4階 福祉パルみやまえ内	856-5788	852-4955
多摩区あんしんセンター (多摩区社会福祉協議会)	〒214-0014 多摩区登戸1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内	933-2411	911-8119
麻生区あんしんセンター (麻生区社会福祉協議会)	〒215-0004 麻生区万福寺1-2-2 新百合ウエンティワン1階 福祉パルあさお内	952-5711	952-1424
川崎市あんしんセンター (川崎市社会福祉協議会)	〒211-0053 中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター 6階	739-8727	739-8738

成年後見制度の相談窓口

成年後見制度の相談

名 称	電 話	相談日／時間	面談相談
神奈川県弁護士会成年後見センターみまもり (弁護士)	みまもりダイヤル 045-211-7720	月～金：9時30分～12時、 13時～16時30分	
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部 (司法書士)	電話相談専用：045-663-9180 面接相談受付：045-640-4345	月・金：15時～17時 水：10時～12時	要予約 (月～金 10時～17時受付)
ばあとなあ神奈川 (社会福祉士)	①相談専用：045-314-5500 ②成年後見人等候補者推薦依頼： 045-314-0007	①火・木：14時～17時 ②平 日：9時～17時	要予約
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部 (行政書士)	045-222-8628	月～金：13時～16時	
東京地方税理士会成年後見支援センター (税理士)	045-315-2070	第1～第4水：10時～12時 13時～16時	

身寄りがいない方等の法定後見申立てについて

●各区役所高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション

	川崎区	大師地区	田島地区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
高齢者	201-3080	271-0157	322-1986	556-6619	744-3217	861-3255	856-3242	935-3266	965-5148
障害者 (身体・知的障害者)	201-3215	271-0162	322-1984	556-6654	744-3382	861-3252	856-3304	935-3302	965-5159
障害者 (精神障害者)		201-3213		556-6695	744-3297	861-3309	856-3262	935-3324	965-5259

●健康福祉局地域包括ケア推進室 (高齢者)

電話：044-200-2470

●健康福祉局障害計画課 (障害者)

電話：044-200-0871

【川崎市の成年後見制度に関するホームページ】

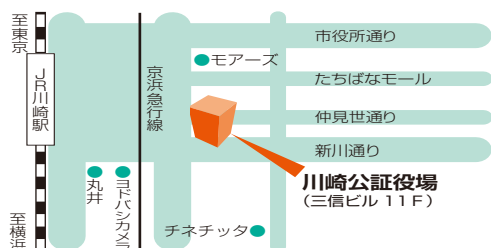
トップページ → くらし・手続き → 福祉・介護 → 成年後見制度

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-15-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

任意後見制度の手続等について

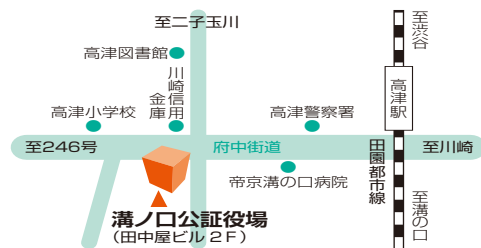
●川崎公証役場

住 所：川崎区駅前本町3-1 川崎東口三信ビル11階
電 話：044-222-7264



●溝の口公証役場

住 所：高津区溝口3-14-1 田中屋ビル2階
電 話：044-811-0111



成年後見制度の申立て先

●横浜家庭裁判所川崎支部

〈受付〉建物1階 後見係

住 所：川崎区富士見1-1-3

電 話：044-222-1671 (直通)

手続案内：月～金 (祝日は除く)

8時30分～12時、13時～17時

【横浜家庭裁判所のホームページ】

<http://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/index.html>

※申立書や記入例等がダウンロードできます。

